

非紹介患者初診加算料に関するQ&A

Q1 非紹介患者初診加算料はいくらですか？

A1 内科、歯科ともに7,700円(税込)です。

Q2 なぜ非紹介患者初診加算料がかかるのですか？

A2 病院と診療所の機能分化を進める観点から、「大学病院などの特定機能病院や、一般病床200床以上の地域医療支援病院を初診で受診する場合に、診療所などからの紹介によらない場合は定額の負担を徴収すること」が責務とされたためです。(当院は200床以上の地域医療支援病院に該当します。)

Q3 初診とはどのような場合ですか？

- A3**
- ①当院を初めて受診する場合
 - ②当院での診療を患者さんが任意で中止し、3か月以上経過した場合
 - ③過去に当院を受診したことがあっても、その傷病に係る診療が終了している場合
 - ④歯科口腔外科受診者が他の医科を初めて受診した場合、または医科受診者が歯科口腔外科を初めて受診した場合

Q4 非紹介患者初診加算料は必ず負担する必要があるのですか？

- A4** 原則ご負担していただきます。ただし、次に該当する場合は対象外としています。
- ①紹介状を持参した場合
 - ②受診後に入院となった場合
※救急車で来院されても入院とならなかった場合は負担していただきます。
 - ③救急車搬送患者で救急要請時や救急搬送時等に意識がない状態であった場合
※救急搬送要請時から病院に到着するまでの間の意識状態において判断します。
 - ④国の公費負担医療制度の受給者
 - ⑤地方公共団体の公費負担医療制度の受給者(子ども医療、母子医療は除く)
 - ⑥ヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染者
 - ⑦交通事故、労働災害、公務災害の場合
 - ⑧災害により被害を受けた場合
 - ⑨検診又は健診のための受診
 - ⑩出産の場合
 - ⑪治験協力者
 - ⑫当院の内科と歯科との間で院内紹介があった場合
 - ⑬当院の別の診療科から院内紹介があった場合

Q5 紹介状を持参せず、同じ日に2つの診療科を初診で受診する場合は負担はどうなりますか？

A5 2つの診療科ともご負担の対象となりますので、7,700 円×2=15,400 円をご負担いただきます。ただしA4 に該当する場合は対象外となります。

Q6 救急外来を受診する場合は負担はかかりますか？

A6 救急外来を受診された場合であっても、紹介状をお持ちでなければご負担いただくことになります。ただしA4 に該当する場合は対象外となります。

Q7 救急車で病院に行った場合は負担はかかりますか？

A7 救急車で来院された場合であっても、紹介状をお持ちでなければご負担いただくことになります。ただしA4 に該当する場合は対象外となります。

Q8 子どもや高齢者でも対象となりますか？

A8 制度上年齢による区別はされていないため、対象となります。